

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4202138号  
(P4202138)

(45) 発行日 平成20年12月24日(2008.12.24)

(24) 登録日 平成20年10月17日(2008.10.17)

(51) Int.Cl.

A 61 B 17/068 (2006.01)

F 1

A 61 B 17/10 320

請求項の数 14 (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2002-560526 (P2002-560526)
(86) (22) 出願日	平成14年1月31日 (2002.1.31)
(65) 公表番号	特表2005-505309 (P2005-505309A)
(43) 公表日	平成17年2月24日 (2005.2.24)
(86) 國際出願番号	PCT/US2002/003069
(87) 國際公開番号	W02002/060328
(87) 國際公開日	平成14年8月8日 (2002.8.8)
審査請求日	平成17年1月28日 (2005.1.28)
(31) 優先権主張番号	60/265,469
(32) 優先日	平成13年1月31日 (2001.1.31)
(33) 優先権主張国	米国(US)
(31) 優先権主張番号	10/062,760
(32) 優先日	平成14年1月31日 (2002.1.31)
(33) 優先権主張国	米国(US)

(73) 特許権者	503269885 レックス メディカル インコーポレイテッド R E X M E D I C A L, I N C. アメリカ合衆国 19087 ペンシルベニア州 ラドナー カウンティ ラインロード 585
(74) 代理人	100068755 弁理士 恩田 博宣
(74) 代理人	100105957 弁理士 恩田 誠

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】胃食道組織をステープルおよび切除するための装置および方法

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

組織をステーピングするためのシステムであって、  
食道内を通過するように寸法が設定された互いに対向する1対の湾曲型の組織固定把持具を備えた操作ヘッドと、これら把持具は開放組織受容位置と閉鎖組織固定位置との間を相対移動可能であり、これら把持具のうち、第1把持具はステーピング機構を有し、第2把持具はステープル形成アンビル面を有しており、同ステーピング機構はステープルスロットを有し、同ステープルスロットを通してステープルが発射され第1把持具の基端部から先端部へ延びる列状に配置されることと、

前記操作ヘッドは、さらに、把持具の互いの位置を総体的に調整するための第1把持具移動機構と、これら把持具に近接して配置されて把持具の互いの位置を微調整するための第2把持具移動機構とを有し、同第2把持具移動機構は、第1および第2把持具の周囲で受容されるほぼC字形の固定具を有し、さらに、第1および第2把持具に沿って移動することによりこれら把持具の組織接触面が互いに協働可能に配置されて、その間の組織を固定することと、

前記操作ヘッドが患者の胃および食道内のいずれかの動作位置にあるときに、患者の体外に留まる制御ハンドルと、同制御ハンドルは、把持具を相対移動させるための第1アクチュエータと、ステーピング機構を操作するための第2アクチュエータとを備えることからなるシステム。

## 【請求項 2】

10

20

列状のステープルの径方向内側に位置する患者の体内組織から切斷するための組織切除機構を有する請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 3】**

列状のステープルにほぼ平行な経路に沿って第 1 把持具内を移動するために取り付けられたステープルプッシャーからなる請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 4】**

ステーピング機構は複数のほぼ平行な列状にステープルを発射することを特徴とする請求項 3 に記載のシステム。

**【請求項 5】**

列状のステープルの径方向内側に位置する患者の体内組織から切斷するための組織切除機構を有し、同組織切除機構はステープルプッシャーに連結された切刃を有する請求項 3 に記載のシステム。 10

**【請求項 6】**

ほぼ C 字形の固定具は、同固定具と共に一体成型された組織切斷用切刃を有する請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 7】**

第 1 把持具は列状のステープルにほぼ平行な湾曲したカムスロットを有し、ほぼ C 字形の固定具はカムスロット内で運動するカムフォロアを有する請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 8】**

ステープルプッシャーは、ほぼ C 字形の固定具に連結され、同固定具と共に移動することを特徴とする請求項 7 に記載のシステム。 20

**【請求項 9】**

ステーピング機構は複数のステープル駆動部材を有し、各ステープル駆動部材は個々のステープルスロット内に受容されることと、ステープルプッシャーは角度をつけた面を有し、同ステープルプッシャーが列状のステープルにほぼ平行な経路に沿って駆動されるとき、角度をつけた面は連続して第 1 把持具から第 2 把持具に向けてステープルを発射させるためにステープルプッシャーに接触することとを特徴とする請求項 8 に記載のシステム。

**【請求項 10】**

組織切斷用切刃はほぼ C 字形の固定具に連結され、ステーピング機構が作動するとき、組織の対応する径方向外向き部分がステープルされた後にのみ組織が切斷されるよう、ステーピング機構がステープルプッシャーの角度をつけた面に従って進むことを特徴とする請求項 9 に記載のシステム。 30

**【請求項 11】**

総体的調整機構は、制御ハンドルと操作ヘッドとの間に伸びるケーブルを有し、同ケーブルは、第 1 および第 2 把持具の一方に連結された旋回部材の周囲に延びて、第 1 および第 2 把持具の他方に連結されていることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 12】**

組織をステーピングするためのシステムであって、食道内を通過するように寸法が設定された互いに対向する 1 対の湾曲型の組織固定把持具を備えた操作ヘッドと、これら把持具は開放組織受容位置と閉鎖組織固定位置との間を相対移動可能であり、これら把持具のうち、第 1 把持具はステーピング機構を有し、第 2 把持具はステープル形成アンビル面を有しており、同ステーピング機構はステープルスロットを有し、同ステープルスロットを通してステープルが発射され第 1 把持具の基端部から先端部へ延びる列状に配置されること、 40

前記操作ヘッドは、さらに、把持具の互いの位置を総体的に調整するための第 1 把持具移動機構と、これら把持具に近接して配置されて把持具の互いの位置を微調整するための第 2 把持具移動機構とを有し、同第 2 把持具移動機構は、I ビーム部材を有し、さらに、第 1 および第 2 把持具に沿って移動することによりこれら把持具の組織接触面が互いに協働可能に配置されて、その間の組織を固定することと、 50

前記 I ビーム部材のウェブは、第 1 把持具内に受容される I ビーム部材の第 1 部分および第 2 把持具内に受容される I ビーム部材の第 2 部分と共に、第 1 および第 2 把持具内の対応するスロットを貫通することと、

前記操作ヘッドが患者の胃および食道内のいずれかの動作位置にあるときに、患者の体外に留まる制御ハンドルと、同制御ハンドルは、把持具を相対移動させるための第 1 アクチュエータと、ステーピング機構を操作するための第 2 アクチュエータとを備えることとからなるシステム。

**【請求項 1 3】**

組織をステーピングするためのシステムであって、

食道内を通過するように寸法が設定された互いに対向する 1 対の湾曲型の組織固定把持具を備えた操作ヘッドと、これら把持具は開放組織受容位置と閉鎖組織固定位置との間を相対移動可能であり、これら把持具のうち、第 1 把持具はステーピング機構を有し、第 2 把持具はステープル形成アンビル面を有しており、同ステーピング機構はステープルスロットを有し、同ステープルスロットを通してステープルが発射され第 1 把持具の基端部から先端部へ延びる列状に配置されることと、

前記操作ヘッドは、さらに、把持具の互いの位置を総体的に調整するための第 1 把持具移動機構と、これら把持具に近接して配置されて把持具の互いの位置を微調整するための第 2 把持具移動機構とを有し、同第 2 把持具移動機構は、I ビーム部材を有し、さらに、第 1 および第 2 把持具に沿って移動することによりこれら把持具の組織接触面が互いに協働可能に配置されて、その間の組織を固定することと、

前記 I ビーム部材のウェブは、第 1 把持具内に受容される I ビーム部材の第 1 部分および第 2 把持具内に受容される I ビーム部材の第 2 部分と共に、第 1 および第 2 把持具内の対応するスロットを貫通することと、同 I ビーム部材はステープルプッシャーとして作用し、I ビーム部材の第 1 部分は、I ビーム部材が第 1 および第 2 把持具内の対応するスロットを貫いて移動するときに、複数のステープルプッシャーのそれぞれと連続して接触するカム表面を有することと、

前記操作ヘッドが患者の胃および食道内のいずれかの動作位置にあるときに、患者の体外に留まる制御ハンドルと、同制御ハンドルは、把持具を相対移動させるための第 1 アクチュエータと、ステーピング機構を操作するための第 2 アクチュエータとを備えることとからなるシステム。

**【請求項 1 4】**

組織をステーピングするためのシステムであって、

食道内を通過するように寸法が設定された互いに対向する 1 対の湾曲型の組織固定把持具を備えた操作ヘッドと、これら把持具は開放組織受容位置と閉鎖組織固定位置との間を相対移動可能であり、これら把持具のうち、第 1 把持具はステーピング機構を有し、第 2 把持具はステープル形成アンビル面を有しており、同ステーピング機構はステープルスロットを有し、同ステープルスロットを通してステープルが発射され第 1 把持具の基端部から先端部へ延びる列状に配置されることと、

前記操作ヘッドは、さらに、把持具の互いの位置を総体的に調整するための第 1 把持具移動機構と、これら把持具に近接して配置されて把持具の互いの位置を微調整するための第 2 把持具移動機構とを有し、同第 2 把持具移動機構は、I ビーム部材を有し、さらに、第 1 および第 2 把持具に沿って移動することによりこれら把持具の組織接触面が互いに協働可能に配置されて、その間の組織を固定することと、

前記 I ビーム部材のウェブは、第 1 把持具内に受容される I ビーム部材の第 1 部分および第 2 把持具内に受容される I ビーム部材の第 2 部分と共に、第 1 および第 2 把持具内の対応するスロットを貫通することと、同 I ビーム部材は、I ビーム部材の第 1 部分と第 2 部分との間のウェブから延びる組織切断用刃を有することと、

前記操作ヘッドが患者の胃および食道内のいずれかの動作位置にあるときに、患者の体外に留まる制御ハンドルと、同制御ハンドルは、把持具を相対移動させるための第 1 アクチュエータと、ステーピング機構を操作するための第 2 アクチュエータとを備えること

10

20

30

40

50

とからなるシステム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、胃食道の病巣の局所的切除を行うための内視鏡装置に関する。

【背景技術】

【0002】

従来において、内視鏡手術用ステーピング装置は周知であり、さまざまな外科的処置を提供すべく利用されている。例えば、グリーン他(Green et al.)に付与された米国特許第5040715号は、人体組織内にステープルを列状に配置するために、腹腔に開けた小創傷口から挿入するように構成された内視鏡ステーピング装置を開示している。この装置は、ステーピングアセンブリが先端部分で同装置の中央軸の周囲を回転できるだけの限られた範囲の動きを有する。10

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

より広範囲の動きを有する内視鏡ステーピング装置が、グリーン他(Green et al.)に付与された米国特許第5326013号において開示されている。この装置は、その中心軸を横切る方向に延びる軸を中心として旋回するように取り付けられた連接型ステーピングアセンブリを備える。体壁の小切開部から挿入するように設計され、より広い範囲の動きが可能になったとする内視鏡ステーピング装置が、ツルタ他(Tsuruta et al.)に付与された米国特許第5389098号に開示されている。この装置のステーピングアセンブリは、同装置の中心軸から90度湾曲しており、そのため中央軸から離れた組織に対してより容易に到達できる。この装置は、ステーピングアセンブリ内に固定された組織を切開し、切開箇所の両側にステープルを互い違いの線状に固定する。20

【課題を解決するための手段】

【0004】

本発明は、可撓性を有する内視鏡と、食道内を通過するように寸法が設定された互いに対向する1対の湾曲型の組織固定把持具を備えた操作ヘッドからなる組織をステーピングするためのシステムであって、同把持具は開放組織受容位置と閉鎖組織固定位置との間を互いに移動可能であり、同湾曲把持具のうち、第1把持具はステーピング機構を有し、他方の第2把持具はステープル形成アンビル面を有しており、同ステーピング機構はステープルスロットを有し、同ステープルスロットからステープルが発射され、操作ヘッドが患者の胃および食道内のいずれかの動作位置にあるときに、患者の体外に留まる制御ハンドルと組み合わせて、第1把持具の基端部から先端部へ延びる列状に配置され、同制御ハンドルは把持具を相対移動させるための第1アクチュエータとステーピング機構を操作するための第2アクチュエータを備える。30

【発明を実施するための最良の形態】

【0005】

本発明の実施形態の詳細な説明は、添付した図面に関連して提供される。さまざまな実施形態および関連する図面の記載において、類似する参照番号は類似する要素に該当する。40

【0006】

吻合した管腔状組織を切除するための装置および方法が、マックーキン他(McGuckin et al.)に付与された米国特許第5868760号に開示されており、その開示内容は全文が本明細書に援用される。開示された装置は、屈曲可能な筒状本体と先端操作カプセルを備えており、同カプセルは体の開口部か外科的な切開部から挿入され、内視鏡もしくはX線像に従って手術箇所へ導かれる。使用時には、対象組織は人体から除去すべくステープルされ、切除され操作カプセル内に収容される。正常な組織はそこで外50

科用ステープルによって吻合される。

【0007】

図1は、本発明の一実施形態による食道組織を切除するためのシステムを示す。符号10によって示される手術用ステーピング装置は、手術箇所の遠隔画像を提供し、同ステーピング装置を手術箇所へ導くために、内視鏡20と連動して使用される。内視鏡把持装置30は、内視鏡20内のルーメンを貫通し手術箇所において使用される。また、具体的な実施形態において、内視鏡20を通して手術箇所の目視観測が行われ、これらの処理が磁気共鳴映像法(MRI)の使用によって画像化される。この場合、併せて使用される把持装置30などの前記システムおよび装置の構成要素は、チタンなどの非鉄金属材から形成されている。

10

【0008】

図1において示されるように、ステーピング装置10は、基端ハンドル部12、同ハンドル部12から伸びる長尺状の可撓本体部14および同可撓本体部14の先端と動作可能に連結された通常C字形のステーピングアセンブリ16を備える。可撓本体部14およびステーピングアセンブリ16は、望ましくは食道の湾曲部分を通るように寸法が設定されている。図2bおよび図2cにおいて示されるように、ステーピングアセンブリ16は、ステープル運搬部40およびステープル形成部50によって構成される互いに対向する1対の把持具17を有する。把持具17は、開放位置と閉鎖位置との間を互いに回転するが、把持具17が組織を受容すべく互いに離間している第1位置と、把持具17がステーピングするために組織をその間に堅く把持すべく共に固定される第2位置との間を移動する。把持具17はこれらを直線的に相対移動、もしくはそれ以外の状態で移動させる機構によって連結されている。

20

【0009】

さらに、同システムは、例えば、基端ハンドル部22と、1つ以上のルーメンが光ファイバー束もしくは他の画像伝達装置を収納するために貫通する長尺状の可撓本体部24と、把持装置30用の作動チャネル等とを有する入手可能なさまざまな医療用内視鏡と共に操作される。光ファイバー束(もしくは他の画像伝達装置)によって、操作者が内視鏡の先端部の映像(例えば、食道E内の手術箇所S)を遠隔的および視覚的にモニターできる。また、組織把持装置30は、ハンドル部32、長尺状の可撓本体部34および1組の対向する挟み36a, 36bを備える。

30

【0010】

図2a乃至図2cに示されるように、使用時には、手術用ステーピング装置10および可撓内視鏡20は、患者の口から導入され、内視鏡20による視覚的確認に基づき食道内を手術箇所Sへと進む。いったん手術箇所Sに到達すると、操作者はステーピングアセンブリ16を切除すべき組織を鑑みて所望の箇所へ移動させる。商業的に入手可能な内視鏡に備えられているようなケーブルステアリングシステム(図示せず)により、ステーピングアセンブリ16を基端ハンドル部22に連結して、ステーピングアセンブリ16の遠隔操作および位置決めを行ってもよいことは当業者には理解されよう。次に、ステーピングアセンブリ16の把持具17が、図3に示されるように組織受容位置まで開き、把持装置30が内視鏡20の先端部から前進する。挟み36a, 36bは、把持ハンドル部32の操作により互いに回転しながら離間し、挟み36a, 36bを閉じることにより切除すべき組織Tは把持される。そして、組織Tをステーピングアセンブリ16の把持具17の間の所定の位置に引き込むべく、把持装置30は内視鏡20の作動チャネル内へ後退し、把持具17は組織Tをステープル運搬部40とステープル形成部50との間の所定の位置に固定すべく閉じる。病变もしくは損傷した組織T全てが確実に切除するために、正常な組織部分の端縁がステープル運搬部40とステープル形成部50との間に配置されるように、組織Tが望ましくは把持具17の間に引き込まれる。このことは、図2bにおいて示されるように、内視鏡の映像システムの使用を通じて視覚的に確認される。

40

【0011】

図2cに示されるように、組織Tが把持具17の間に適切に配置されると、把持具17

50

は、図16乃至図18において詳細が示されるように、総体的に接近し、次に平行移動する固定部材60を使用して微細に接近する。図3、図4および図12において示されるように、本発明によるシステムの実施形態は、作動ノブ38の作動を介して把持具17の総体的接近を行うための作動ケーブル44を備える。作動ケーブル44は、例えばステープル運搬部40を備える一方の把持具17に固定され、かつ、部材85によってステープル形成部50を備える他方の把持具17に動作可能に連結される。同部材85は例えばスピンドル、キャップスタンあるいは他の部材でもよく、把持具17を接近させる型締力を発生させるための方向を変えるべく、その周囲をケーブル44が通過する。さらに、ステープル運搬部40の基端部にある張り出しフランジ98は、組織Tが把持具17間のジョイント内に入り込まないように遮蔽機能を備えている。

10

#### 【0012】

図3乃至図7において示されるように、把持具17を微細に接近させる固定部材60を作動させるために、下方固定ハンドル12aが図5における矢印方向に作動し、内蔵ギアラック62aが長尺状のドライブケーブル64を回転させるピニオンギア62bを回す。図7において示されるように、ドライブケーブル64はドライブスクリュー63に連結され、ドライブケーブル64の回転が、図18に示されるように、固定部材60を先端で動かすドライブスクリュー63を回転させる。この動きがステーピングアセンブリ16の把持具17を微細に接近させ、ステープル運搬部40の組織の接触面とステープル形成部50の組織に接触する面が協調的に配置され、その間の組織を固く固定する。別の動力源(電力、水力、空気圧等)が、把持具17およびステーピングアセンブリ16の他の全ての機構を駆動すべく適用される。

20

#### 【0013】

図8において示されるように、把持具17が互いに協働可能に配置されると、ステーピングアセンブリ16は固定した組織を貫いてステープルを発射すべく作動し、同時にステープルおよび吻合された組織から組織Tを切り取る。操作者はステーピングアセンブリ16を作動させて、組織切除ラインの径方向外向きに配置された1つ以上のアーチ形バンドにおいて正常な組織の端縁を貫いてステープルを発射させる。あるいは、ステーピング工程が全て無事完了するまで組織切除を行わないように、ステーピング工程が組織切除工程から切り離されてもよい。

30

#### 【0014】

特に、図8乃至図10に示されるように、操作者は、図8の矢印方向に固定ハンドル12bを操作することにより、ステーピングアセンブリ16を介してIビーム部材70を駆動させ、図9に示すように、ギアラック72aにピニオンギア72bを回転させ、ステープル駆動ドライブケーブル74を回転させる。ドライブケーブルは可撓本体部14を貫通して、図10に示すようにIビーム部材70に連結された可撓プッシャー80を駆動させるライン状ドライブスクリュー76まで延びる。

#### 【0015】

図11、図13、図14および図15において示されるように、Iビーム部材70は、中央ウェブ部84によりそれぞれ連結される上方および下方ビーム部82a, 82bを備える。中央ウェブ部84のリーディングエッジ84aは、望ましくは、以下に詳述するようにIビーム部材70が先端へ移動するときに組織を切開するための切刃を有してもよい。図11に示すように、アーチ形チャネル90内を中央ウェブ部84が通過し、同アーチ形チャネル90は対向する把持具17内でステープル運搬スロット(図示せず)のアーチ状ラインの径方向内向きに構成される。ステープルスロットは複数列並べられ、例えば1列から5列のステープルスロットを有してもよく、それらの列のスロットが、切除により生じた開口部が完全に閉じられるようにずらして配置される。

40

#### 【0016】

上述したように、把持具17を互いに微細に接近させるべく、下方ハンドル12aを作動させて、C字形固定部材60を湾曲したステーピングアセンブリ16を縦にアーケに沿って移動させる。図13、図14、および図15において示されるように、固定部材6

50

0は、把持具17を互いに接近させるために、上方および下方固定ビーム114a, 114bのそれぞれからなる本体部分112を有する。

#### 【0017】

さらに、図16および図17に示されるように、本発明の一実施形態において、本体112は、複数のステープルプッシャー118の各々と連続して接触するために、ステープル運搬部40内に形成されたアーチ形スロット116を貫通すべく配置された傾斜をつけたリーディングエッジを有する径方向に付随した駆動システム115を備える。ステープルプッシャー118は駆動システム115に接したときに、収納されているステープルをステープル運搬部40のステープルスロットから打ち込むべく、各ステープルプッシャー118が、対応するステープルスロットのひとつから、把持具17間に固定された組織の折りたたまれた部分の両層を貫いて、組織の2つの層を互いに結合すべくステープル形成部50のステープル形成面50aに対して打ち込まれるように、ステープルプッシャー118が配置される。この実施形態において、固定部材60は、ステープルスロットのアーク部の内側の1つとほぼ同心かつ径方向に入り込んだ弓状切開部を形成するための統合切刃130を備える。さらに、切刃130は望ましくは、切断する前に組織をステープルするために、リーディングエッジ115の後に従うように配置される。10

#### 【0018】

図15において示されるように、本発明の別の実施形態によれば、上方作動ハンドル12bの作動により、アーチ形の列状に並んだステープルを連続して発射するために、ステーピングアセンブリ16内をIビーム部材70が移動し、同時に列状のステープルの径方向内側にある食道から組織を切除する。Iビーム部材70がプッシャー80によって駆動されるとき、上方ビーム部82aの傾斜したリーディングエッジは、複数のステープルプッシャー118のそれぞれと連続して接触し、ステープルプッシャー118をそれぞれのステープルスロットから打ち出し、ステープル運搬部40の各スロットから、把持具17間に固定された組織の折りたたまれた部分の両層を貫いて、組織の2つの層を互いに結合すべくステープル形成部50のステープル形成面50a内に形成されたステープル形成ポケット122内に、収納されているステープルを発射させる。中央ウェブ部84のリーディングエッジ84aが傾斜したリーディングエッジに近接するとき、切開部において、すでにステープルされたアーク内の組織だけが切除されるようにステーピング処理が引き続き行われる。20

#### 【0019】

図19および図20において示されるように、本発明の別の実施形態によれば、ステーピングアセンブリ16'は、内視鏡20をスライド可能に挿入できる内視鏡受容ルーメン140を備えてもよい。これによって、操作者は手術箇所Sに配置される内視鏡20の操舵および画像機能を利用できる。内視鏡20の先端が手術箇所Sに隣接して配置されると、ステーピングアセンブリ16'は内視鏡20に沿って手術箇所Sまでスライドし、内視鏡20の先端の操舵機能は、組織Tに対してステーピングアセンブリ16'の所望の位置および方向性を決めるべく使用される。内視鏡受容ルーメン140以外の図19および図20のシステムの残りの部分の構成は、すでに記述した実施形態のいずれの構成にもほぼ一致するものである。30

#### 【0020】

さらに、図21および図22に示されるように、本発明のシステムは、胃の内部の切除を行うために使用されてもよい。例えば、ステーピング装置10は、胃食道逆流疾患の治療または胃縮小手術に使用してもよい。特に、図21に示すように、本発明のシステムは、患者の食道を介して胃に挿入され、操作者は食道と胃の間の接合部に近接する内視鏡20を介して視覚的な制御の下で把持具17を配置してもよい。次に、操作者は、内視鏡受容ルーメン140内に受容された内視鏡20の操舵機能を使用して、食道に固定すべき胃の組織部分のほうへ把持具17を進める。特に、操作者は、把持装置30を使って胃の一部分を把持し、組織Tを食道の方へ引き込み、組織を食道の外側に隣接もしくは接触する胃組織の外側と共に折りたたむ。次に、この折りたたみ部分は、把持具17によって固40

定され、一緒にステープルされ、食道から胃までの開口部の直径を狭くする。その後、径方向にステープルされた組織内の組織が切除される。

**【0021】**

図22において同様に示されるように、胃縮小を行うために、操作者は、本発明のシステムを図21に関して上述したように、食道を介して胃に挿入し、胃の寸法を縮小するために、折りたたむべき組織部分を見つける。この組織Tは、把持装置30によって把持され把持具17の間に引き込まれ、把持具17は組織Tを固定して折りたたみ、折りたたんだ部分をステープルする。胃縮小手術においては、ステープル内で径方向に折りたたまれた組織は、必要であれば切除しないで所定の位置に残し、後日手術を行ってもよい。よって、折りたたまれステープルされた組織を胃の所定の位置に残す胃縮小手術においては、ステーピング装置10は、組織切除機構を備える必要がない。むしろ、ステーピング装置10は、把持具17を接近させ、掴んだ組織の折りたたみ部分を貫いてステープルを発射させる構成のみを備える必要がある。この場合、C字形固定部材60は切刃130として構成される。10

**【0022】**

上述した実施形態はあくまで例示を目的とし、それらの実施形態のさまざまな変更においても明白であり、添付した特許請求の範囲によってのみ限定される本発明の教示の範囲内にあるものとみなされる。

**【図面の簡単な説明】**

**【0023】**

20

【図1】切断すべき対象組織部分を示した患者の体の部分断面図を加えた本発明の実施形態によるシステムの斜視図。

【図2a】患者の口から体内に挿入された図1のシステムを示す。

【図2b】操作者に提供される図1のシステムのステーピング装置の画像表示。

【図2c】組織の対象部分に隣接した所定の位置における図3のステーピング装置と患者の食道の断面図。

【図3】ステーピング装置の把持具が開いた状態の図1のシステムの斜視図。

【図4】把持具が開いたときに、配置された把持具を操作するための制御ケーブルを示す図3のステーピング装置の基端部の部分断面図。

【図5】動作中の制御ハンドルの下方動作レバーおよびステーピング装置の把持具が閉じた状態の図1のシステムの斜視図。30

【図6】把持具を操作するための制御ケーブル間のカップリングと制御ハンドルの下方動作レバーを示す図5のシステムの制御ハンドルの部分断面図。

【図7】下方動作レバーが作動するときに、配置されたステーピング装置のステーピングプッシャーを操作するための制御ケーブルを示す図5のステーピング装置の基端部の部分断面図。

【図8】動作中の制御ハンドルの上方動作レバーとステーピング装置の把持具が閉じた状態の図1のシステムを示す斜視図。

【図9】把持具を操作するための制御ケーブル間のカップリングと制御ハンドルの上方動作レバーを示す図8のシステムの制御ハンドルの一部分の部分断面図。40

【図10】上方動作レバーが作動するときに、配置されたステーピング装置のステーピングプッシャーを操作するための制御ケーブルを示す図5のステーピング装置の基端部の部分断面図。

【図11】食道の組織を把持した図1のシステムのステーピングアセンブリの部分断面図。

【図12】ステーピングアセンブリの把持具を総体的に接近させるための機構を説明する図1のシステムのステーピングアセンブリの部分断面図。

【図13】初期位置において把持具を微細に接近させるための機構を説明するステーピングアセンブリの部分断面図。

【図14】図13の微細接近機構のIビーム部材の斜視図。50

【図15】部分的に前進した位置における微細接近機構とステークリングアセンブリの部分断面図。

【図16】初期位置におけるC字形固定部材とステークリングアセンブリを示す斜視図。

【図17】把持具から分離させ180度回転させた図16のC字形固定部材の斜視図。

【図18】部分的に前進した位置におけるC字形固定部材とステークリングアセンブリの断面図。

【図19】内視鏡受容ルーメンの側面と本発明によるシステムの別の実施例を示す図。

【図20】システム内に受容された内視鏡と図19のシステムを示す図。

【図21】胃食道逆流の治療を行うべく胃の内部に配置された本発明のシステムを示す図。

10

【図22】胃縮小治療を行うべく胃の内部に配置された本発明のシステムを示す図。

【図1】

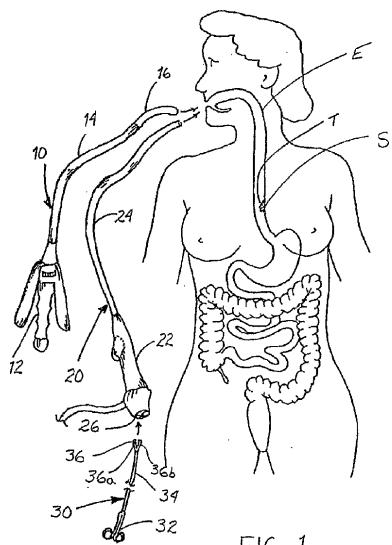


FIG. 1

【図2a】

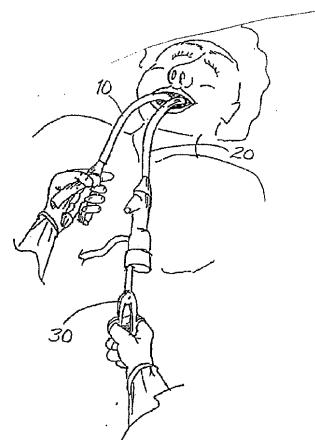
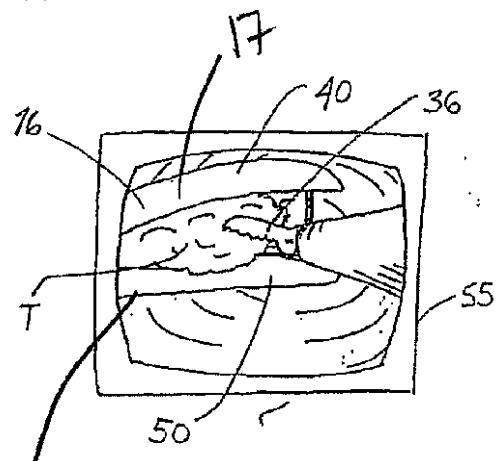


Fig. 2a

【図 2 b】



17 Fig. 2b

【図 2 c】

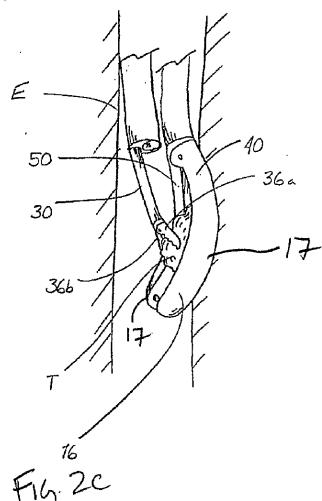
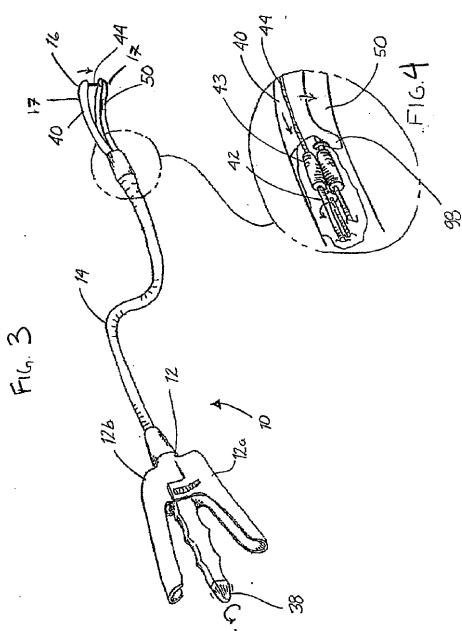
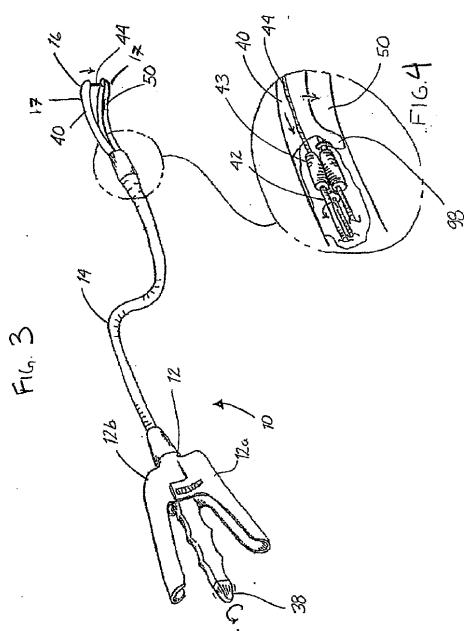


Fig. 2c

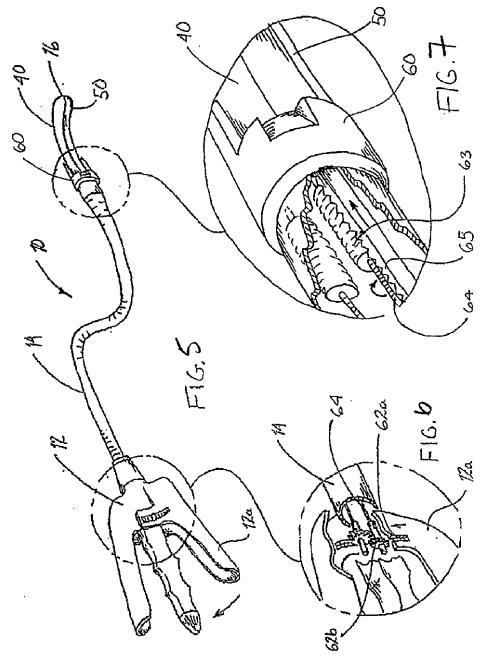
【図 3】



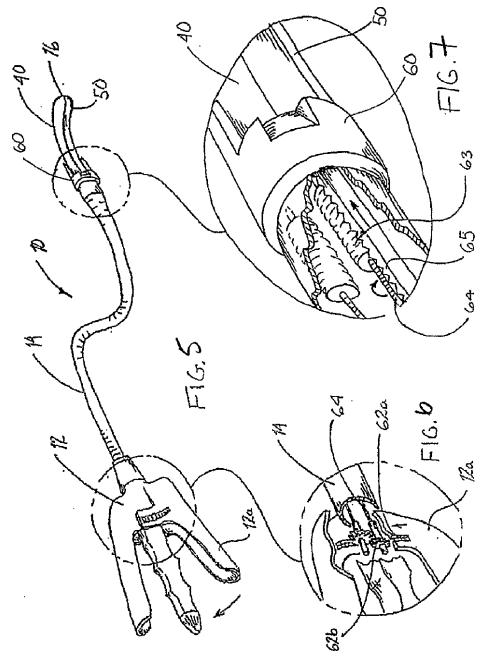
【図 4】



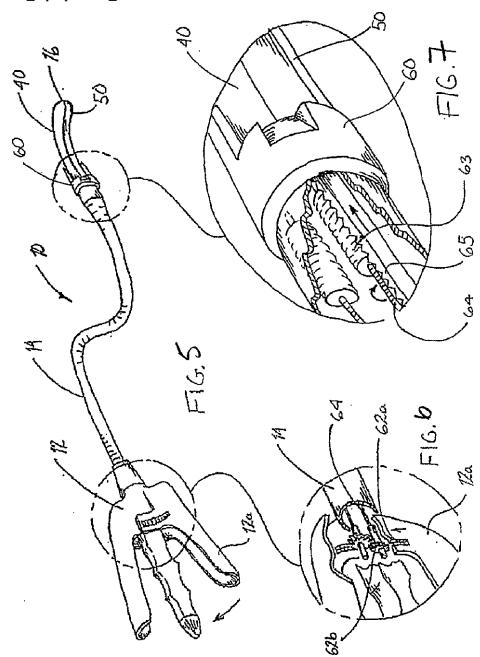
【図5】



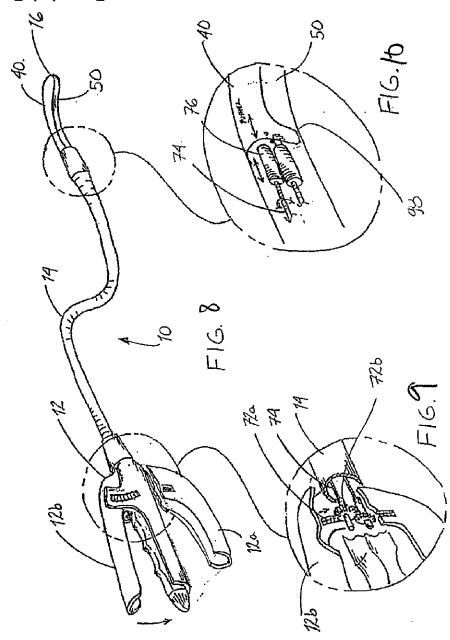
【図6】



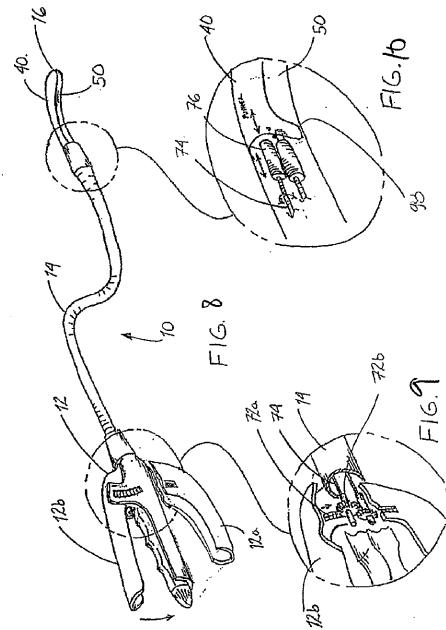
【図7】



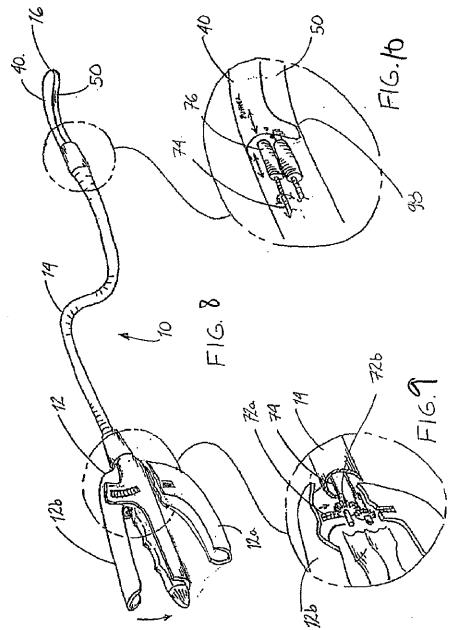
【図8】



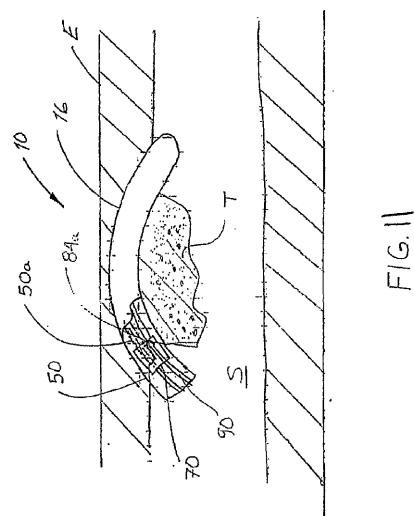
【図 9】



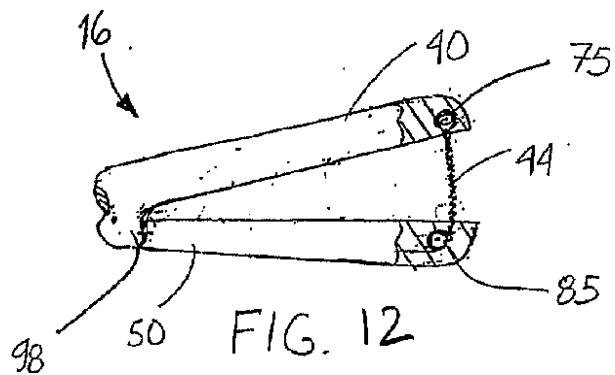
【図 10】



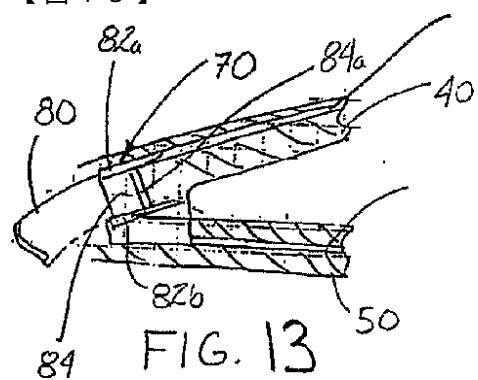
【図 11】



【図 12】



【図 13】



【図 14】

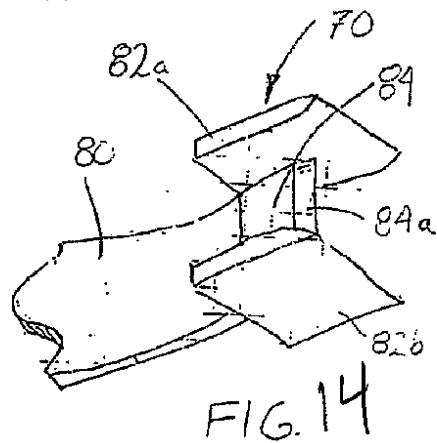


FIG. 14

【図 15】

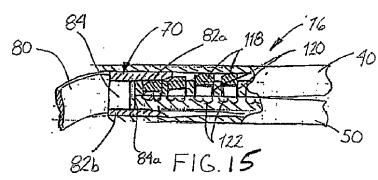


FIG. 15

【図 16】

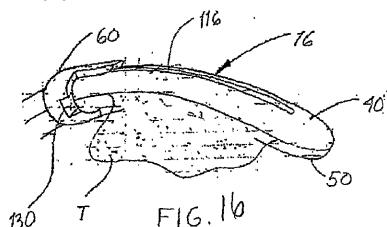


FIG. 16

【図 17】

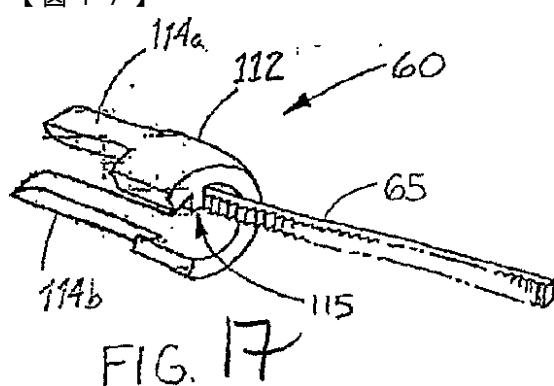


FIG. 17

【図 18】

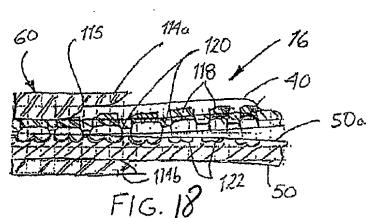


FIG. 18

【図 19】

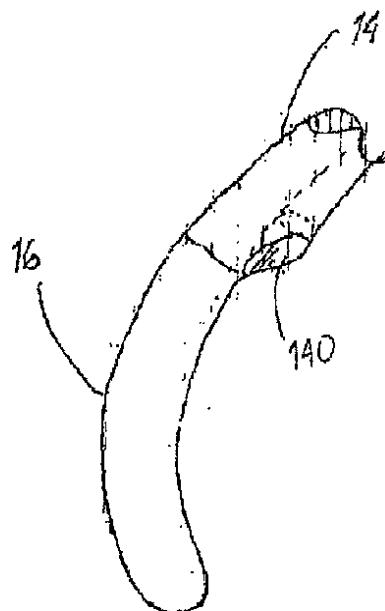


FIG. 19

【図 20】

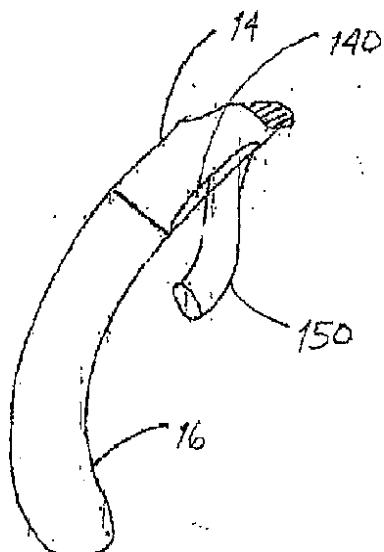
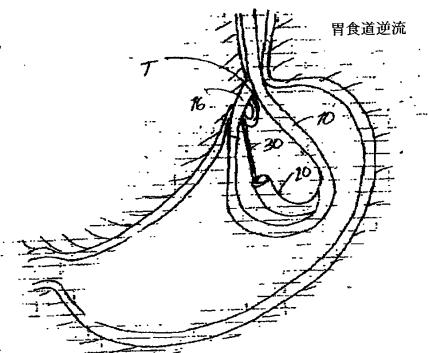
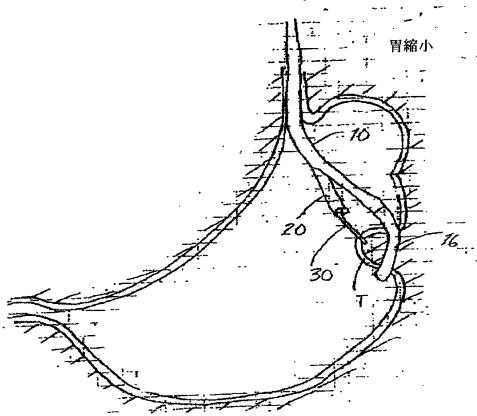


FIG. 20

【図 2 1】



【図 2 2】



---

フロントページの続き

(72)発明者 マックーキン、ジェームズ エフ.

アメリカ合衆国 19087 ペンシルベニア州 ラドナー カウンティ ライン ロード 58  
5 レックス メディカル インコーポレイテッド 内

(72)発明者 ヒンチリフ、ピーター ダブリュ. ジェイ.

アメリカ合衆国 19335 ペンシルベニア州 ダウニングトン ブリタニー テラス 927

審査官 川端 修

(56)参考文献 米国特許第05868760(US,A)

米国特許第05389098(US,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61B 17/068